

習志野市子ども計画の概要について

(1) 子ども基本法の概要

目的(法第1条)

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を総合的に推進することを目的とする

基本理念の概要(法第3条)

- ①すべての子どもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- ②すべての子どもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- ③年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること
- ④すべての子どもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、子どもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- ⑤子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しい子どもも、家庭と同様の環境が確保されること
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

地方公共団体の責務(法第5条)

基本理念にのっとり、国及び他地方公共団体との連携を図りつつ、区域内の子どもの状況に応じた子ども施策を策定し、実施する責務を有する

子ども大綱(法第9条)

- ①子ども施策に関する基本的な方針
- ②子ども施策に関する重要事項
- ③子ども施策推進に必要な事項

に加えて、以下を含むもの

- ④少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対するための施策
- ⑤子ども・若者育成支援推進法第8条第2項に掲げる事項
- ⑥子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項に掲げる事項

市町村子ども計画(法第10条)

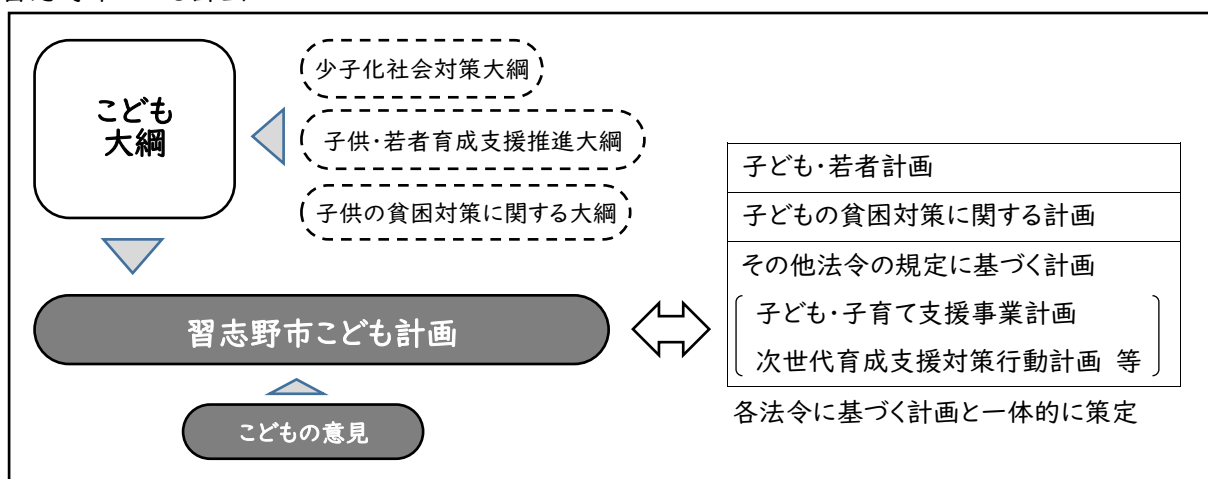
子ども大綱(及び都道府県子ども計画)を勘案し、市町村における子ども施策についての計画(子ども計画)を定めるよう努めるものとする

(2) 習志野市子ども計画の概要

子ども基本法に基づく「子ども計画」に、習志野市子ども・子育て支援事業計画及び子ども・若者計画を包含することで、更に総合的・一体的な計画として策定します。

	習志野市子ども計画	習志野市子ども・子育て支援事業計画
包含する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援対策行動計画 ・子どもの貧困に関する計画 ・母子保健計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援対策行動計画 ・子どもの貧困に関する計画 ・母子保健計画 ・新放課後子ども総合プラン行動計画

習志野市子ども計画のイメージ



●計画期間(年度)

H26	H27	R元	R2	R6	R7	R8	R11	R13	R19
習志野市基本構想						次期 習志野市基本構想			
習志野市前期基本計画			習志野市後期基本計画			次期 前期基本計画			
子ども・子育て支援事業計画(第1期)			子ども・子育て支援事業計画(第2期)			習志野市子ども計画			

●策定スケジュールの概要

R5.12~R6.1	2~4	5	6~9	10~12	R7.1~2	R7.3
調査項目	実態調査					
		子どもの意見			パブコメ	
施策体系・基本施策					計画策定	